

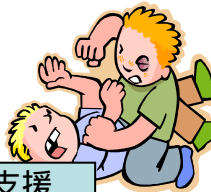


あけましておめでとうございます。
 今年は変わり目の年。TOKOと一緒に考え・動いていきませんか。



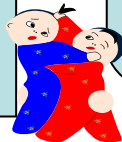
「社会参加・就労させる障害者」と「特別な場に囲い込む障害者」に分けてゆく障害者自立支援法への対応がきっかけ。要注意

「共に学び共に暮らす」を掲げた埼玉県障害者プラン21が部分的に変ります(1月29日まで県民の意見を募集中です)。



文部科学省が新たに「特別支援教育支援員」を小中学校に配置すると新聞発表。07年度は2万1千人、08年度は3万人分の予算を確保するとしています(埼玉新聞1月7日)。

しかし、いま市町村独自の「介助員」、「支援員」も時にはその子をクラスメートから囲い込んでしまうといった問題もあり、共に育つための支援員制度にしなければ意味がありません。昨年10月に埼玉県議会は国に対し「分け隔たられることない教育を原則に」、「共に育ち学ぶための環境整備」を求める意見書を採択しました。この意見書の趣旨に沿って、市町村、県段階で通常学級の障害のある子供たちと「介助員」等の実態を把握し、当事者をまじえて検討を進めることが問われています。



県立高等養護学校2校が4月開校されます。「就職率100%」を看板に「できる知的障害児」を集めます。さらに来年、県立高校3校に養護学校高等部分校を開設する予定です。こちらも「自力通学できる知的障害児」です。いっぼう共に学び共に暮らす埼玉実現のためには、あってはならない県立高校「定員内不合格」を解消し、知的障害を含め希望する生徒をできる限り受け止めさせる必要があります(高校入試は前期が2月1,2日、後期が26,27日)。



国連で「あらゆる段階におけるインクルーシブな教育」を定めた障害者の権利条約が採択されたため、文科省は条約の批准に向けて条件整備をせざるをえなくなった。しかし文科省は最近の教育基本法の改定でも分ける教育を追認する条項を新たに盛り込んでおり、「インクルーシブ」という言葉を用いて、さらに分けることを拡大するおそれも。

去年のTOKOの活動

- 4月 2日 春休み野外おしゃべり会(越谷市児童館コスモスで)27人参加
- 5月13日 おしゃべり会(越谷市北部市民会館で)34人参加
- 6月30日 越谷市教委と話し合い(越谷市教育研究所で)教委3人 TOKO13人
- 7月10日 春日部市教委と話し合い(春日部市教育センターで)教委2人 TOKO9人
- 8月21日 越谷市教委と話し合い(越谷市教育研究所で)教委2人 TOKO3人
- 9月10日 おしゃべり会(あしすと春日部で)25人参加
- 10月9日 野外おしゃべり会(春日部市内牧アスレチック公園で)45人参加





迷いながら普通学級で

清水 泰子(越谷市)

就学相談、特殊学級の見学で必ず言われてきた言葉があります。”親御さんが、普通学級にこだわる気持ちもわかりますが、お子さんのためによく考えてください。”普通学級は無理です。と念押しされているようで、何度も気持ちがゆれました。

本当に大切なものは何か？特殊教育を受けることか、地域で友達や兄弟と同じ学校に行くことか。本当は、どちらも保障されなくてはならないことだと思うが、今の状況では、それはかなわない。ずっと悩んでいたとき、しきりに2才上の兄の真似をはじめました。今まで、自分のことだけで、兄のことを意識することがなかったのに、大きな変化でした。

大好きな兄と切り離しては、いけないこと、兄のお手本が彼にとって一番の刺激になっていると感じました。兄弟であれば当たり前と同じ学校に通えるのに、越境してまで特殊学級がある学校に行かなくてはならないことはほんとに快人のためになるのか？何もしないうちから、諦めてしまえば、彼の可能性の芽を親がかかってに摘んでしまうことになる。今一番必要なことは、兄と一緒に学校に行くことだと思い普通学級を選択しました。入学するにあたり、親の付き添いが求められること、学校とよく話し合うこと等就学相談で助言がありました。覚悟の上の入学でしたが、実際の学校生活は大変なものでした。

校長先生、担任の先生が全く自閉症の子供と係わった事がないのでどう対応したらいいかわからないということからはじまりました。必然的に親の付き添いが求められました。朝の登校から、下校まで精神的に追い詰められ、一週間でぼろぼろでした。幼稚園でさえ、三年間のなかで一日も付き添ったことがないのに、このまま付き添っていたら、甘えがでてくることを感じ、補助教員をつけて欲しいことをお願いしました。

5月1日より、週3回補助の先生がついてくれることになり少しずつ負担は軽減されました。6月より水泳の授業がはじまり、また付き添いをもとめられました。補助の先生がいらっしゃる日ですが、先生のご都合で快人には付き添えないとのことでした。

校長、教頭を交えての話し合いをしましたが、付き添いがなければ水泳の授業に参加することを許可できないと言われ、また逆もどり。夏休みのプールも付き添うことを条件として、許可されました。

二学期に入り、少しずつ落ち着き始め先生方の見る目が変わりはじめました。



花むすび

～結花ちゃんと共に生きる会～

☎連絡先 ☎ Tel. Fax : 0493-54-2705
吉見町 篠田三千代

車椅子で吉見町の地元中学に通っている結花さんのお母さん・篠田三千代さんが出している「花むすび」NO. 6(11月10日発行)から、「支援」にかかわる部分を抜粋させていただきました。

昔よかったね “友達と行ったんだ”ととても嬉しそうな笑顔の結花。教室の移動はいつも介助員さんと。でもこの時は介助員さんがクラスの子に声を掛けてくれ、友達が車椅子を押しPCルームへ一緒に行った。子供同士のかけ橋をして下さった介助員さんの気持ちが嬉しい。

友達と移動することは、学校の中では自然なこと。私も学生の頃は休み時間は友人とたわいのない話や悩み事を聞いてもらったりと、今となっては、とても良い思い出の一つになっている。結花にそんな機会が少しずつ増えてきたことに感謝！



授業中の介助の必要性を結花に聞いた。「そばにいない方が授業に集中できて良い」とのこと。なる程、あたり前の事がもしれないわ。ずっと見られてるって気持ちになるものわ。大人目線では、いつも介助者が隣りにいた方が本人にとっても安心だろうと思いがちだが、そうではない子もいる。介助員さんには、休み時間も少し結花から離れてもらうようにお願いしている。(見守る介助) 次の授業の教科書を一人で見ている事が多いらしいが、そこから始まることもある。一人でいる結花に気がついて一言でも声を掛けてくれる子が出てきてくれたら、どんなに嬉しいことか。そういうことから結花にとってだけでなく、“共に育ち合う”ことへとつながってほしい。かゆい所にいっでも手が届く状況は、社会に出たら増える事は期待できないからこそ、小さな社会である学校で、友達との関わりから学ぶことは大きい。結花は永遠大人が教えられないことを友達からもらっている。

お役立ち情報

共に学び育つ活動に取り組んできた草分けの団体マップ

それぞれユニークな会報を発行したり、勉強会、講演会等を開催。関心ある方は直接各団体の連絡先へ。

たけとんぼの会
連絡先・坂戸市石井2896-13 吉井方
049-284-8466
会報は定期発行していませんが、代表の吉井さんのHPが
<http://www2u.biglobe.ne.jp/~yoshii-f/index.htm>

誰もが共に生きる地域をめざすペンぎん村
連絡先・さいたま市南区根岸1-1-20-102ペンぎん広場 048-866-3832
「ペンぎん村ゆうびん」は1月で262号に。

さやまのペンギン村
連絡先・狭山市富士見2-17-4 門坂美恵 04-2959-3362
「こんにちは さやまのペンギン村です!」は1月で162号に。

入間の教育と福祉を考えるとろんこの会
連絡先・入間市上藤沢864-15 04-2962-8621 黒古方
「どろんこの会つうしん」はこの1月で264号に。

所沢・教育と福祉を問い直す会
事務局・所沢市下富1159-8 04-2942-5405
「といなおす会つうしん」はなんと1月で319号に。

キャベツの会
事務局・新座市新座2丁目 18-14-101木村方 048-481-5393
「キャベツの会ニュース」は1月で173号に。

わらじの会(TOKO)
連絡先・春日部市大場690-3谷中耳鼻科内 048-737-1489
「TOKO」はこの1月で146号に。

(この他にも新しいグループや会が生まれていますが、今回は割愛します)

「どの子ども地域の公立高校へ・埼玉連絡会」(斉藤尚子代表)
連絡先・春日部市大場690-3 048-737-1489
からは、「どの子ども地域の公立高校へ ニュース」が発行されています。
昨年の11月で47号になりました。

教育が問われている
今だから読んでほしい

ワンコインです
500円

子どもたちは、
いま

できました!
埼玉障害者自立生活協会の本
好評発売中

イマライゼーション
セミナーブックレット

子どもとむきあう記録。

社団法人埼玉障害者自立生活協会 報告・山田町子 門平公夫 編

埼玉の県公立高校入試はいま

高校は共に生きる社会への入口になれるか

17年前までは「身体に障害」となっていた。連絡会が交渉して「障害」となり「知的」も含むことになったんだよ。



障害のある生徒の埼玉県公立高等学校入学者選抜学力検查出願の際の留意事項及び選抜の際の取扱いについて

・障害のある生徒の入学者選抜に当たっての基本的な考え方

障害のある生徒の、入学者選抜における学力検査及び選抜に当たっては、障害があることにより、不利益な取扱いをすることがないように留意する。(県教育局の通知から)



受験上の配慮

これも初めは身体障害に合わせ別室受験、時間延長、点字受験など。中学と高校の校長同士で相談していた。連絡会の交渉により徐々に本人が申請できる形や相談の場に本人・親が出られるようになった。時には代筆、代読、介助者同席なども認められるように。

でもいまの入試制度は「知的障害」に不利益

この通知も元は「定員を確保すること」だけだった。1次で足りなくて2次で出来る生徒をとるのが横行していた。連絡会の粘り強い交渉でやっと「可能な限り」付だが「その全員を」合格にということが県の指導方針になったんだ。



定員内不合格の解消



入学許可候補者数の決定に当たっては、受験者数が募集人員に満たない場合、可能な限りその全員を入学許可候補者とするよう努め、あらかじめ公示した募集人員が確保できるよう配慮すること。(県教育局の通知から)

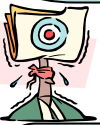
しかし、しかし、高校の多くの教員たちはお勉強のできない(時にはしゃべれない)生徒が他の生徒達と「共に学ぶ」ことをイメージできない! その結果「可能とは思えない」として定員内不合格になってしまう生徒もまだいるのが現状。



そのため教員の意識を高め受け入れにつなげるべく(事前の研修や体験進学などが行われるケースもあった。)

入学した後も、教員たちにとっては進級や卒業(単位)をどう考えるか、いじめは?等の悩みを抱えながら試行錯誤が続く。だが結局は授業を含む学校生活をどう一緒に取り組むかということ。これは小・中学校の通常学級での体験が蓄積されさえすれば強い味方になるはず!

最大の問題は?



「分ければ分けるほど教育の効果上がる」という思い込みで高校の統廃合や高等養護学校、高校内の養護学校高等部分校設置が推進されていること。

生産を海外に預けて情報化・サービス化する産業社会に人を即ふりわせる目先の効果は上がっても後のツケは大きくなる。いろんな産業があって社会。いろんな人がいてこそ社会。



埼玉県教育局指導課 野沢指導監との確認

2001年3月19日
埼玉県庁第2庁舎302会議室にて

- ・ 定員確保をすることと定員内不合格を出さないということは意味がちがう。定員内不合格は、教育の場を求める生徒を、枠があるにもかかわらず拒否することであり、公立学校としては本来あってはならないこと。県教育局としては、教育的にも問題の大きい定員内不合格を出さないようにという強い指導を行う。
- ・ 総合的判断の結果、本来あるべきでない定員内不合格を出すということはあくまでも例外的な措置であり、それ相応の明確な理由がなくてはならない。
- ・ 万一定員内不合格を出す場合でも、それはその生徒を受け止めきれない、環境を整備できていない学校や教育委員会にかかわる制度的な課題として認識する。教育環境を整備していくべき学校や教育委員会としては、国の動向を見ながら、受け入れへ向けてのビジョンを示す責任がある。

以上



高校はなぜ共に生きる社会への入口なのか

卒業後の進路—高校と高等部

高校を卒業したからといって、当然みんなが就職できるわけではありません。企業は援助や介助をたくさん必要としそうな人を雇おうとしません。むしろ障害があっても健常者なみに働けそうな人をほしいのがホンネ。そこでいかに売り込むか？、

障害者専門の進路指導教員がいる養護学校が有利？ 養護学校高等部で職業訓練を受ければ就職できるというのは誇大広告。むしろ養護学校の場合、就職できそうとみなした生徒をギリギリ絞って支援しますから、その他の可能性が薄いとみなされた生徒は福祉施設に進路を絞って準備してゆくコースに乗せられてゆくことに。

高校や専門学校等の場合は？ ほとんどの生徒の進路希望が就職か進学であり、障害があっても福祉施設という選択を考えるケースはまれ。進路指導が手薄なぶんだけ本人や家族がハローワークや地縁・血縁を活用し求職活動に力を入れることに。卒業時や後に初めて手帳を取得して障害者枠で就職する場合も多い。養護学校卒の就職者の数は統計があるが(年々減っている)、高校等を卒業した障害者の就職の統計はありません。しかしかなり多いと思われます。

生活面ではどうでしょうか？

養護学校高等部では 就職かさまなければ福祉施設という二者択一の発想が基本で、どちらでもない「在宅」は解消していくべきケースと考えられるのが常です。養護学校の延長としての手厚い支援がなければ生活が成り立たないと思ってしまうからです。そのために早くから福祉施設の情報を得て、行き場を準備することになります。結果として、卒業後は家と施設の往復が生活のすべてとなり、施設に滞留します。また、高等部から就職した会社をやめた後すぐに次の職が見つからない場合も、福祉施設にとりあえず通いだすとそのまま滞留してしまうことが多くあります。

高校や専門学校では もともと障害に合った手厚い支援はなく、社会の偏見や差別にぶつかり迷いながら進まざるをえないので、卒業後も他の就職できなかった生徒と同じで、障害があっても手厚い支援の場をすぐに求める発想は少ないです。いったん就職して離職した者も、すぐ福祉施設を探すことは少なく、長期間になっても求職活動を続けている場合が多いです。周りからは「ひきこもり」等として問題にされる場合もありますが、長い人生にとって大事な充電期間かもしれません。日常生活で介助をたくさん必要な場合、親子で他の人々と一緒に店や工房、農園など、自分達の暮らしと地域に根ざした作業所等を運営したり、共同住居をめざしたりというケースもあります。なかには既存の福祉施設等を利用している人もいますが、施設に全面的に依存するのではなく、ヘルパーを活用するなどして家庭での本人独自の生活や地域への参加を進めたりしています。

高校と養護学校高等部を比べてきました。もちろん養護学校高等部を卒業しても、地域の他の人々と共に生きる活動に取り組んでいる本人や親も少なくありません。当事者運動の中心メンバーはむしろ養護学校卒業者が多いです。自分が小さい頃から分け隔てられてきた体験をパワーに転換し、共に学び、共に働く地域をきりひらこうとしているのです。いっぽう高校等ではさまざまな人々の中でもまれることが、卒業後も地域で生きてゆく姿勢につながるとはいえ、他の障害者と出会うことがなく、当事者運動を知る機会もないことが多いのが現状です。二つの世界の体験をまじわらせる必要があるのです。



見る・聴く・集まる・試みる



知的な障害や要介助の生徒も一緒に県立高校へ



20年近く前から県教育局各課の課長補佐級の皆さんと定期交渉を続けている「どの子ども地域の公立高校へ・埼玉連絡会」という集まりがあります。「障害による不利益があってはならない」という原則が確認されており、試験時間延長や代筆・代読などの配慮はできます。それでも知的障害などの不利益は解消しきれないため、定員割れの場合全員をとるよう求めています。枠があるのに落とすのは、税金でやっている学校としてあるまじきことという認識は県にもあります。ただ県は校長の裁量権も認めており、いまは「可能な限り全員を合格に」と答えています。今年も知的な障害や要介助の生徒達が高校の門を叩き、1月～3月に何度か交渉が、「交渉」と言っても、障害のある人や親などが体験や考えを伝え、県が高校への指導、援助を工夫して希望する生徒を受けとめられるように考え合う場です。まだお子さんが小さい親ごさんも参加してみませんか。(連絡先・山下048-7.37-1489)

ケアシステムわら細工主催・重度訪問介護研修 「共に生きるための介助」(2月3日ゆっく武里13:00)



ふつう「介助」といえばヘルパー制度がまず頭に浮かぶでしょう。この「重度訪問介護」は自立支援法の下でのヘルパーのひとつの形です。重度の障害者に対して、短時間の「家事援助」や「身体介護」だけでは生活を支えられない場合、3時間以上連続して見守りや移動の介助も含めた一連の介助を行うものです。もともと重度の障害のある人たちが街で家族から離れて生活しようとした時、ヘルパー制度はまったくあてにならず、駅や大学でピラをまいてボランティアを募り、泊りも含む介助をしてもらい、生活保護の一部で交通費を工面するといった形で生きてきました。その実態を追認して「重度訪問介護」ができたのです。このように制度としての「介助」も成り立ちを知らないといけません。ところで、福祉制度の外にも「介助」はあります。学校や職場での「介助」もそうです。家での介助が1対1の関係の中だけで行われることが多いのにくらべ、学校や職場ではそこに一緒にいる人々との関係が大きな意味をもちます。今回の研修は「共に生きるための介助を考える」体験報告を中心に行います。(連絡先・ケアシステムわら細工 048-738-4593)

福祉・医療の場から一般職場へ うって出る 越谷市就労支援センタージョブサポート講座 1月24日13:30産産センター4F



県教委が目玉としている「支援籍」ですが、養護学校等から居住地の学校に「交流」すること自体は悪くありません。ただ年間で数回、イベントの時だけというのでは、分ける教育の固定化でしかないでしょう。分けられた子ども時代の先には、福祉という分けられた場が待っています。ところで越谷市では福祉施設や病院デイケアの利用者が、市役所や民間の職場で体験的実習をする事業を6年間やってきました。10月～2月毎週実習する人もいれば、数日だけという人もいます。これまで一生この施設でと考えていた本人、家族、職員がそれぞれに気持ちが変わったと報告しています。今年度は、この事業からもう一歩先へ進むために、福祉施設等を足場にした多様な就労支援の試みを考えています。1月24日は東京都立川市の福祉施設からのグループ就労の取り組みの報告や市内の施設等のレポートが聴けます。(連絡先・越谷市障害者就労支援センター 048-048-967-2422 定員50人に達し次第しめきり)

共育シンポジウム ~共に育ち・学ぶ保育・教育を考える 2月18日(日)13:30 新座市福祉の里講義室 資料代500円 保育あり

主催のキャベツの会は県内の共に育ち・学ぶ活動の草分け団体のひとつです。内容は、国会・県議会報告、新座市内に住む障害をもつ子ども達の家・地域・幼稚園・学校等での生活記録ビデオの上映のほか、「共に」を支える環境整備とは何かをめぐるシンポジウムとなっています。「いよいよこれから『共に』を支えるあり方が本格的に論議されることとなります。学校現場ではすでに『支援員』などが配置されつつありますが、そのあり方についてはほとんど議論もされていません。子どもたちが共に育ち学ぶことを支えるものとしての支援員などの環境整備について幅広い意見交換ができたと思います。」(チラシより)

CALL!

新埼玉県障害者計画(仮称)案への意見を

埼玉県では、いまの「彩の国障害者プラン21」を改訂して「新埼玉県障害者計画」を年度内に策定するため、その案を作成し、1月29日まで県民からの意見を募っています。その中の「教育」に関する章では、なんと現行プランにある「就学先を分ける教育」の問題が消えてしまいました。また、「大学」についても触れていながら、「卒業後の進路」は「盲・ろう・養護学校生徒」についてに限られ、しかも「職業教育の充実」が主。いまや「自立・社会参加」の幻想が崩れてしまった養護学校業界の新たな商品として「高校内分校」、「高等養護学校」を売り出し、通常学級・特殊学級の生徒達の中からまた新たな「障害者」をくりりだそうというネライと見えます。この章は県教委が作ったものですが、ぜひとも皆さんからの意見を集中し、改めさせましょう。

(郵便・FAX・メールで。〒330-9301 さいたま埼玉県市浦和区高砂3-15-1福祉部障害者福祉課 障害者計画・団体担当 あて FAX番号 048-830-4789 電子メール a3300-13@pref.saitama.lg.jp

電子メールの場合は、件名を「新障害者計画案への意見」としてください。)

現行プラン

【現状と課題】

障害のある児童生徒がその持てる力を最大限に発揮できるような教育の在り方が求められています。様々な障害のある児童生徒を学校教育全体の中で受けとめ、多様な教育を展開することにより、障害のある個々の児童生徒に最も適切な教育の場を確保することが必要とされています。



障害のある児童生徒の就学先の決定にあたっては、障害のあることが妨げとならないよう、児童生徒本人と保護者の意思を最大限尊重するよう指導を進める必要があります。卒業後の進路については、ニーズが多様化しているため、福祉、教育、就労等の連携をより一層強める必要があります。



新計画案

【現状と課題】

このため、学校教育において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を積極的に推進する必要があります。また、障害のある児童生徒には、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導・支援を行う必要があります。そこで県では、障害のある児童生徒が地域の学校で共に学ぶなど、在籍する学校(学級)の枠を超えて学習する機会を拡大するための仕組みである「支援籍」制度を創設しました。今後は、各市町村教育委員会や小・中学校の理解と協力の下、取組を広げるとともに、内容についても一層充実していく必要があります。

盲・ろう・養護学校生徒の卒業後の進路の決定に当たっては、関係機関等の連携・協力を一層充実させ、一人一人の可能性を最大限に生かすよう、支援する必要があります。特に、一般就労に向けた職業教育を充実する必要があります。

障害のある児童生徒の保護者は、自身の子どもの障害の理解や教育について様々な悩みを抱え、その解決の場を求めているため相談活動の充実が必要です。相談を進めるにあたっては、福祉・医療・労働等の関係機関と連携することも重要です。

障害者が高等教育を受けてキャリアアップできるよう、大学等が受け入れを拡大する必要があります。

県議会が全会一致で採択した「共に学び育つための環境整備を求める意見書」では、「分け隔てられないことのない教育を原則とするため、学校教育法施行令を速やかに改正すること」が第1項で掲げられ、第2項で「通常学級に在籍する障害のある児童生徒が、共に育ち学ぶための介助などの必要な人員を確保するための人件費などを含めた環境整備費」がはっきり掲げられています。新計画案はこの県議会が採択した意見書に沿って改められるべきです。

ニュース

障害福祉計画 画審議中!

勉強会1月18日
(越谷市)

越谷市では、今年度から障害者施策推進協議会(以下、施策推進協議会)を設置し、第1回が8月9日に、第2回が11月28日に開かれた。施策推進協議会は、障害者施策全般を審議し見直ししていく場であり、平成15年度に策定された越谷市障害者計画の進捗や見直しを行うことになっているが、今年度に限っては障害者自立支援法(以下、自立支援法)によって策定が義務付けられている、障害福祉計画を審議することになっている。

第2回の会議に先立ち、新越谷市障害者計画を推進する会(107の会)では下記の意見書を提出した。意見書そのものが具体的に審議されることはなかったが、委員に配布され、107の会のメンバーである松田委員が簡単な趣旨説明を行った。

障害福祉計画は2月ごろに第3回の会議が開かれ、その後パブリックコメントをとり、3月末には策定される予定。第3回目の会議に向けて、107の会では事前の勉強会を1月18日(木)に予定している。



越谷市障害福祉計画策定についての意見書(抄)

越谷市障害者施策推進協議会 委員
関沢 弘 松田 和子

障害者を集める発想では一般就労移行は難しい(略)

小さい頃から分け隔てられたままでは職場も地域も変わらない(略)

地域で共に暮らし、働き、学んでいる実態をベースに(略)

障害者を切り離して支援する時代から学校・職場・地域で共に生きるための支援の時代へ

地域を変え、自立支援法の目指す地域生活移行を実現するためには、学校や労働の場を変えていく必要があります。そのために、福祉の施策も障害者を一ヶ所の施設に集めて指導訓練するというかたちから、ひとりひとりが地域の学校に通ったり、身近な地域で職場開拓をするなど、個々の体験や取り組みを支えるものになっていくべきです。障害福祉計画を立てるにあたっては、まず学校、職場、地域で分け隔てられずともに暮らすことを市が基本とし、今後教育や労働の施策もともに見直すことを前提として、それを支える福祉サービスの数値目標を立てていくべきです。(以下略)

(107の会は「新越谷市障害者計画を推進する会」が正式名称。現在の越谷市障害者計画策定の際、「分け隔てられることなく共に学び、共に働き、共に暮らす」ための計画となるよう策定懇話会で主張し、実現させた元委員などの呼びかけで結成された。関沢さんは聴覚障害者協会、松田さんはロービジョン友の会アリス所属。)

春休み野外おしゃべり会(予定)

3月25日(日) 10:00~

生活ホーム・オエヴィス&周辺

越谷市恩間新田249 048-975-1524



たよ風が吹いたら
いろんな人に会える

詳しいことはこれから相談して決めてゆきます。

